

第82号議案

平成25年度吉川市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度吉川市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度吉川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(4) 主な建設改良事業			
配水改良事業	498,805 千円	△ 26,990 千円	471,815 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 水道事業収益	1,402,791 千円	2,410 千円	1,405,201 千円
第1項 営業収益	1,397,331 千円	2,410 千円	1,399,741 千円
支出			
第1款 水道事業費用	1,386,964 千円	△ 9,637 千円	1,377,327 千円
第1項 営業費用	1,251,448 千円	△ 3,298 千円	1,248,150 千円
第2項 営業外費用	132,154 千円	△ 6,339 千円	125,815 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「401,708千円」を「394,149千円」に、「22,741千円」を「27,175千円」に、「370,916千円」を「334,060千円」に、「8,051千円」を「32,914千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	375,942 千円	△ 20,142 千円	355,800 千円
第1項 企業債	329,000 千円	△ 24,000 千円	305,000 千円
第3項 工事負担金	5,040 千円	3,858 千円	8,898 千円
支出			
第1款 資本的支出	777,650 千円	△ 27,701 千円	749,949 千円
第1項 建設改良費	582,612 千円	△ 25,887 千円	556,725 千円
第2項 企業債償還金	195,038 千円	△ 1,814 千円	193,224 千円

第5条 予算第9条を予算第10条とし、予算第5条から予算第8条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額 (千円)
水質検査委託事業	平成26年度	3,472
末端水質監視業務委託事業	平成26年度	740
次亜塩素酸ナトリウム購入事業	平成26年度	9,900
漏水等待機委託事業	平成26年度	9,871
給・配水管漏水修繕事業	平成26年度	15,000
廃棄物処分委託事業	平成26年度	260
施設清掃委託事業	平成26年度	733
水道機械設備損害保険	平成26年度	875
開栓業務委託事業	平成26年度	200
水道料金収納代行業務委託事業	平成26年度～ 平成28年度	7,342

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額			償還の方法	利率	償還の方法
	既決予定額	補正予定額	計			
石綿管更新事業	千円 329,000	千円 △ 24,000	千円 305,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する事項による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還、または低利に借換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定めた経費の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	111,105 千円	△ 2,984 千円	108,121 千円

平成25年12月2日提出

吉川市長 戸張胤茂